第7回 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 会 議 録

開催日時	平成30年7月12日(木) 10:00~12:00				
開催場所	忠岡町シビックセンター本館 3 階 小研修室				
委員	委員7名出席				
事務局等	和田町長、軒野(住民部長)、奥村(生活環境課長)、上田(生活環境課主幹)、藤原				
	(生活環境課主幹)、中定(秘書人事課長)				
	山本(株式会社環境技術研究所)、梶原(株式会社環境技術研究所)				
議事	1) 開会				
	2)委員長挨拶				
	3) 町長挨拶				
	4) 忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項(案)について				
	5)同 優先交渉権者選定基準書(案)について				
	6)同要求水準書(案)について				
	7) その他				
	8) 閉会				
配布資料	・第7回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 次第				
	・資料1:忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項(案)				
	・資料2:忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 様式集(案)				
	・資料3:忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業				
	優先交渉権者選定基準書(案)				
	・資料4:忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 要求水準書(案)				
	・資料5:忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業				
	要求水準書 別添資料(案)				
	・第6回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会会議録				

第7回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会

平成30年7月12日

■次第1 開会

(午前10時00分)

■次第2 委員長挨拶

委員長から挨拶

■次第3 町長挨拶

町長から挨拶

■次第4 忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集要項(案)について 事務局による配布資料の確認

議事に入る前に、委員長より会議録の署名人2名を指名

事務局から資料1に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 募集 要項(案)について、資料2に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 様式集(案)について説明

- ○委員A 様式集は、応募者にはデータでも提供するのか。
- ○事務局 様式集については、町のホームページ上でワード形式とエクセル形式とで公開する予定である。
- ○委員A 提案時は紙ベースとCD-ROM等のデータで提出を受けるということか。
- ○事務局 そのように考えている。
- ○委員A それについてはどこかに記載はあるのか。
- ○事務局 記載が無いので、データの提出について追記する。
- **○事務局** 公表については、町のホームページとPFI協会のサイトを考えている。
- ○委員B 分析測定費等は、外部に委託することになるのか。
- **〇事務局** はい。通常は外部委託という形になると思われる。

様式13については、これまでは細目を記載していなかったが、今回は例として項目を

記入し、その表の欄外に"内訳は一例であり、適宜追加修正してよい"という記述を入れている。

- ○委員F 他の箇所は項目を記載しているので、同じようにこの部分も記載しておくのが 良いと考える。
- **〇事務局** 前回はこの内容で提出されたということなので、今回もこのまま記載する。
- ○委員B 様式8号だけ、配点が書いてあるがこれでいいのか。
- ○事務局 選定基準書には配点を記載しており、それを様式上に反映しているものなので 記載したままで問題はない。

■次第5 同 優先交渉権者選定基準書(案)について

事務局から資料3に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業 優先 交渉権者選定基準書(案)について説明

- **○委員B** この選定基準書は、誰でも見ることができるのか。
- **〇事務局** はい。公表する資料の一つとして考えている。
- ○委員B この評価項目について、先程の様式集に提案内容の記載を求め、提出された提案書をもとに審査するということか。
- ○事務局 そのとおりである。提案書により事業者独自の創意工夫が図られた提案を求めており、これを審査して頂くということである。

■次第6 同 要求水準書(案)について

事務局から資料4に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業要求 水準書(案)について、資料5に基づき忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理 事業要求水準書 別添資料(案)について説明

- ○委員F 3.10ページの1.3.7事業の変更において、1) ごみ量の変更はごみ量によって調整し、2) 電気料金、3) 水道料金、4) 燃料費等は、基準単価で調整するということでよいか。
- ○事務局 そのとおりである。現行も同じ形で進めている。ただし、現行の契約では基準値から逸脱した部分の全てを精算対象にしていたが、今回については見直し変動幅から

逸脱した部分のみを精算対象にすることで考えている。

- ○委員A 3.18ページ4.1.12重機類の調達・管理には、重機類は受注者において調達する とあるが、フォークリフトは現在も受注者の調達なのか。
- ○事務局 現在も受注者の調達である。
- ○委員A 重機の補修等は、どの経費として計上されるのか。
- ○事務局 重機は現行の受注者においてリース扱いであるので、委託料として計上される と思われるが、別段、車両を購入するのであれば修繕費として計上しても構わず、提案 者の裁量と考えている。
- ○委員B 延命化工事は平成31年度、平成32年度の2年間で実施し、運転管理費は10年間であるが、残り8年間に生じた補修・修繕は、受注者負担と考えて良いのか。
- ○事務局 当然そのように考えており、この委託料の中に点検補修費は全て含んでいる。
- ○委員B 通常の点検補修なら問題ないが、焼却炉の大規模補修等が必要になった場合は どちらの負担か。
- ○事務局 その責任の所在がどちらかによって変わってくるもので、瑕疵担保の範囲内で 起きたことであれば、もちろん受注者の責任において補修してもらうことになる。基本 的には、契約内容自体は前回と同様のものを踏襲していく予定である。
- ○委員D 基本的な考え方としては、忠岡町の施設を使用して運転しているので、受注者の過失でなければ、忠岡町が責任を負うことになる。
- ○委員A 現在はひとつの炉で運転しているが、添付資料の図面に"2号炉"と書いてあるのはなぜか。
- ○事務局 2号炉は事実上使用できない状態であるが、撤去せずに残置してあることを認識してもらうという意図で記載している。
- ○委員A ごみ質の基準はどれになるのか。
- ○事務局 2.3ページ及び3.5ページにも計画ごみ質として記載している。
- ○委員A ごみ質をチェックするのは年4回の測定結果によるのか。また、これは受注者が実施するのか。
- ○事務局 そのとおりである。
- ○委員B 受注者の過失で焼却炉が停止した場合、近隣で処理してもらわないといけないが、その費用は受注者の負担ということでよいか。
- **〇事務局** 受注者の過失等があれば、もちろん受注者の負担ということになる。

- **○委員D** 3.27ページの10.1.12損害賠償の第1項で規定されている。
- ○委員B これから10年間のうちに広域化になった場合などには、忠岡町から契約を打ち切る必要があると思うが、このようなことに関して記載はあるのか。
- ○事務局 要求水準書には明確な記載は無いが、通常、契約書において違約金を付して解 約するというのが一般的であるので、そのように記載する予定である。
- ○委員A 3.28ページの3)に、本町の都合により契約を中止する場合、契約書に定める という記載がある。
- ○委員D この場合は、契約書にどう記載するかにもよるが、やはり精算せざるを得ない。

■次第7 その他

第6回の会議録について確認

会議資料の公開、非公開の確認

・第5回から第7回までの会議録及び資料 $1\sim5$ については、募集要項等のたたき台案から案までの審議経過を一連で公開するため、第7回会議録の確認後にまとめて公開とする。

■次第8 閉会

(正午)